

IV 患者負担の見直しに係る事務概要案について

<未定稿>

※以下の内容については今後、変更する可能性がある

高齢者の患者負担の見直しに係る事務概要案について

1. 70歳以上の現役並み所得者に係る基準の設定（平成18年度）

- ・課税所得額 145万円（現行と同額）
- ・収入額
 - (高齢者複数世帯) 621万円→520万円
 - (高齢者単身世帯) 484万円→383万円

2. 公的年金等控除の見直しに伴う経過措置（平成18年8月実施）

(1) 経過措置内容

公的年金等控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、新たに現役並み所得者に移行する70歳以上の者については、平成18年8月から2年間、自己負担限度額を一般並みに据え置く。

(2) 判定基準

- ・課税所得額 145万円以上213万円未満
- ・収入額
 - (高齢者複数世帯) 520万円以上621万円未満
 - (高齢者単身世帯) 383万円以上484万円未満

(3) 判定方法

判定方法については、現行と同様の事務処理とし、職権により前年の課税所得で判定の上、^④申請に基づき収入による再判定を行う。

(4) 経過措置対象者に係る自己負担限度額適用区分の表記方法

現役並み所得者に対して経過措置を講ずるにあたり、経過措置対象者とそれ以外の現役並み所得者では、自己負担限度額の適用区分が異なることから、入院時における医療費について、医療機関の窓口で経過措置対象者と区別できるようにする必要がある。

そのため、経過措置対象者については、老人医療受給者証の「一部負担金の割合」欄において、「一部負担金の割合」のほか、「自己負担限度額「一般」適用」と表記する。

3. 老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置（平成18年8月実施）

※「老人医療受給対象者等」には70歳以上の高齢受給者を含む。

(1) 経過措置内容

低所得者世帯の自己負担限度額は、世帯員全員が非課税の場合に適用されるものであるが、老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴い、世帯員のうち一部（例えば夫）が課税者となるが、一部（例えば妻）は非課税者の場合、平成18年8月から2年間、非課税者（例えば妻）について、低所得Ⅱの限度額を適用する。

また、食事の標準負担額についても低所得Ⅱの額を適用する。

(2) 経過措置対象者

地方税法上の個人住民税に係る経過措置対象者（前年の合計所得金額125万円以下であって平成17年1月1日現在において65歳以上の者。以下「税法上の経過措置対象者」という。）と同一世帯の市町村民税非課税である老人医療受給対象者等。

〔経過措置適用除外とされるケース〕

- ①同一世帯に市町村民税課税者（税法上の経過措置対象者を除く）がいる場合
- ②単身の老人医療受給対象者等のみの世帯
- ③税法上の経過措置対象者である老人医療受給対象者等
- ④税法上の経過措置対象者のみで構成される世帯

〔老齢福祉年金受給者に係る適用〕

税法上の経過措置対象者と同一世帯に属する市町村民税非課税者である老齢福祉年金受給者については、「低所得Ⅰ」に据え置く。

また、老齢福祉年金受給者が税法上の経過措置対象者である場合についても同様に、「低所得Ⅰ」に据え置くものとする。

ただし、それぞれ同一世帯に市町村民税課税者（税法上の経過措置対象者を除く）がいる場合を除く。

(3) 判定方法

原則、現行の低所得者認定と同様の事務処理とし、毎年、老人医療受給対象者等からの申請により判定を行うが、判定に必要な合計所得金額については、市町村税部局において税法上の経過措置対象者を把握していることから、その情報を活用するなど公簿等により確認すること。

4. 低所得区分の対象範囲の拡大（平成18年8月実施）

〔改正内容〕

低所得Ⅰ区分の判定に当たっては、雑所得の算定に係る公的年金等控除額について、現在「65万円」を適用しているところであるが、平成18年8月より「80万円」を適用することとする。

5. 高齢者の定率負担の見直し（平成18年10月実施）

(1) 改正内容

70歳以上の「現役並み所得者」に係る負担割合については、平成18年10月より「2割」から「3割」に引き上げることとする。

(2) 事務概要

現在検討している案については下記のとおりであるが、法律の公布後速やかに、具体的な方法について改めて提示する予定。

(現時点での案)

平成18年8月の定期判定において、「現役並み所得者」と判定された者全員については、老人医療受給者証の「一部負担金の割合」欄について、「3割（平成18年9月30日までは2割）」と表記したものを新たに交付することとし、旧受給者証については速やかに回収すること。

6. 療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担（平成18年10月実施）

(1) 改正内容

療養病床に入院する70歳以上の高齢者については下記の負担額とする。

- ①食費については、食材料費及び調理コスト相当を負担（4.2万円）
- ②居住費については、光熱水費相当を負担（1.0万円）

また、低所得者については、所得の状況に応じて食費及び居住費の負担額を設定し、負担の軽減を図る。

- ・低所得者Ⅱ（住民税非課税世帯） 3.0万円

- ・低所得者 I ② (年金受給額 80万円以下等) 2. 2万円
- ・低所得者 I ① (老齢福祉年金受給者) 1. 0万円

[「3.」の経過措置対象者に係る適用]

老年者に係る住民税非課税措置の廃止に伴う経過措置対象者については、平成18年8月より低所得Ⅱの額（2.0万円）を適用し、平成18年10月から平成20年7月までの間は、食費・居住費の見直し後の低所得Ⅱの額（3.0万円）を適用する。

経過措置対象者のうち老齢福祉年金受給者については、平成18年8月より、低所得Ⅰの額（1.0万円）を適用し、平成18年10月から平成20年7月までの間は、低所得Ⅰ②（年金受給額80万円以下等）の額（2.2万円）を適用する。

[負担の対象外となる患者]

入院医療の必要性の高い患者（人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者や脊髄損傷（四肢麻痺が見られる状態）、難病等の患者）については、現行どおり食材料費相当のみを負担することとする。

(2) 事務概要

低所得Ⅰの対象者については、食費及び居住費の負担額の適用について2つに区分されることとなったことから、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の適用区分欄に下記のとおり表記すること。

- ・低所得者 I ② (年金受給額 80万円以下等)
→ 「区分Ⅰ」(現行どおり)

- ・低所得者 I ① (老齢福祉年金受給者)
→ 「区分Ⅰ(老福)」

○現役並み所得者であって、
経過措置対象とならない者
の表記例

医療受給者証							
市町村番号							
受給者番号							
受 給 者	居住地						
	氏名						
	生年月日		年 月 日			男・女	
一部負担金の割合		3割(平成18年9月30日までは2割)					
法第25条第1項 第2号の認定年月日		年 月 日					
発効期日		平成 年 月 日から有効					
発行機関名 及び印							
交付年月日		年 月 日					

○経過措置対象者の表記例

医療受給者証							
市町村番号							
受給者番号							
受 給 者	居住地						
	氏名						
	生年月日		年 月 日			男・女	
一部負担金の割合		3割(平成18年9月30日までは2割) ※ 自己負担限度額「一般」適用					
法第25条第1項 第2号の認定年月日		年 月 日					
発効期日		平成 年 月 日から有効					
発行機関名 及び印							
交付年月日		年 月 日					